

# 岡崎市創業資金保証料補助金交付要綱

制定 平成26年4月1日

(最終改正 令和6年4月1日)

## (趣旨)

第1条 市は、創業する者又は創業後間もない者に対し、新事業の創出を図り、もって市内の商工業の振興に資するため、予算の範囲内において岡崎市創業資金保証料補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

## (定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に該当する者をいう。

2 この要綱において「創業資金」とは、愛知県の経済環境適応資金創業等支援資金を利用し、新規開業又は開業後間もない中小企業者の事業の活動に必要な資金で愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証を付したものをいう。

3 この要綱において「保証料」とは、金融機関の融資実行の際に協会が中小企業者から徴収する信用保証料をいう。

4 この要綱において「返戻保証料」とは、創業資金の融資を受けた者が、繰上返済を行った際に一部返戻される保証料をいう。

## (規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

## (申請者の資格)

第4条 補助金の交付を申請することができる者は、次に掲げる要件を備えた中小企業者とする。ただし、同年度の申請は1回限りとする。

- (1) 愛知県経済環境適応資金融資制度要綱（平成13年4月1日制定）に規定する創業等支援資金の融資を受けた者であること。
- (2) 融資を受けた日から様式第1号の岡崎市創業資金保証料補助金交付申請書兼実績報告書（以下「申請書兼実績報告書」という。）を提出する日まで引き続き、市内に住所又は本店（商業登記法（昭和38年法律第125号）第17条第2項第1号に規定する「本店」をいう。）を有し、かつ、市内に主たる事務所又は事業所を有していること。
- (3) 創業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となること。
- (4) 個人又は会社が事業を開始しようとする場合は、市内において中小企業者となること。
- (5) 個人又は会社が事業を開始しようとする場合は、創業に係る経営資源を有していること。
- (6) 創業に係る業種に属する事業が許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を取得していること又は取得が確実であると認められること。

(7) 市税等の滞納がないこと。

(補助金の対象)

第5条 補助金は、創業資金の融資に係る保証料に対して交付する。

2 前項の規定にかかわらず、創業資金のうち、次の資金用途を除くこととする。

- (1) 自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第二に規定する人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び人の運送の用に供する小型自動車並びにこれらに付属するもの又はこれらの諸経費。ただし、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する事業用自動車を除く。
- (2) 申請者と道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第4項に規定する使用者の氏名又は名称及び住所が異なるとき。
- (3) 設備の導入について、市外に設置するとき。

(補助金の年度区分)

第6条 前条に規定する保証料の補助金の年度区分は、第8条に定める申請書兼実績報告書の提出を受けた日の属する年度を基準とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条の保証料の額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、次のいずれかの要件を備える場合は100分の80を乗じて得た額とする。

- (1) 岡崎市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域のうち、都市拠点として設定した東岡崎周辺及び岡崎駅周辺に主たる事業所を有する場合。
  - (2) 伝統的工芸品産業に係る事業を行う場合。
  - (3) 融資を受けた日時点において、30歳未満の中小企業者である場合。ただし、会社又は会社を設立する場合は、当該会社の代表者又は代表者となる者（複数いる場合は全ての代表者又は代表者となる者）が30歳未満である場合。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該保証料が借換（協会の保証付資金の融資残高を新たな資金の融資を受けることにより完済することをいう。以下同じ。）を含む創業資金の融資に係る保証料である場合は、前項で得た額に、借増しした割合を乗じて得た額とする。
- 3 第1項及び第2項の規定により算定した額が20万円を超えるときは、20万円とする。
- 4 第1項及び第2項の規定により算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

(交付申請書兼実績報告書)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、次に掲げる日から60日以内に、交付申請書兼実績報告書に第2項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条に定める自動車検査証（以下「自動車検査証」という）の交付を受ける車両の購入資金に係る保証料を補助金の対象として申請書兼実績報告書を提出する場合は、申請者が当該自動車検査証の交付を受けた日（ただし、当該交付日が融資を受けた日より早い場合は、第2号の規定を準用する。）

- (2) 前号に定める資金以外に係る保証料を補助金の対象として申請書兼実績報告書を提出する場合は、融資を受けた日
- 2 前項に定める申請書兼実績報告書に添えて市長に提出する書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 協会が発行する信用保証書の写し
  - (2) 信用保証委託申込書の写し
  - (3) 創業した日または創業予定日がわかる次のいずれかの書類
    - ア 創業等支援資金に係る創業計画書
    - イ 開業届の写し
    - ウ 履歴事項全部証明書の写し
  - (4) 納税証明書
  - (5) 第4条第3号に該当する場合には、代表者の納税証明書
  - (6) 第4条第6号に該当する場合には、当該許認可証等の写し
  - (7) 金融機関が発行した貸付実行通知書
  - (8) 車両の購入にあつては、自動車検査証の写し（電子化された自動車検査証の場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し）  
(補助金の交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときはその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定をし、補助金の申請をした者に通知するものとする。この場合において、必要な条件を付することができる。  
(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条の規定による額の確定後、補助金の交付決定者（以下「交付決定者」という）からの請求により交付する。  
(適用除外)

第11条 交付決定者が、その後借入金の返済期間の延長を行った場合において、新たに必要となった保証料については、補助金の対象としない。  
(保証料の返戻)

第12条 交付決定者が、補助金の対象となった保証料に係る創業資金について、繰上完済以外の方法で返済期間を短縮し、返戻保証料が生じた場合は、信用保証料返戻届に協会が発行する返戻保証料の振込についての案内の写しを添えて、市長に提出しなければならない。  
(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の一部の返還を命ずることができる。

- (1) 個人情報取扱いに関する同意に基づき協会から市に提供される資金の完済情報によって、補助金の対象となった保証料に係る資金が完済され、返戻保証料が発生したことが判明したとき（ただし、当該資金の完済が創業資金への借換である場合を除く。）。
- (2) 前条の規定による届出があつたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消すときは、その旨を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還額)

第14条 補助金の返還額は、既に交付した補助金の額から、返戻保証料発生後の補助金の額を減じた額とする。なお、返戻保証料発生後の補助金の額は保証料から返戻保証料を減じた額を基に第7条の規定を準用するものとする。

(補助金の返還額の納付)

第15条 前2条の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、市長が定める期日までに、前条に規定する返還額を返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(岡崎市創業資金保証料補助金交付規程の廃止)

2 岡崎市創業資金保証料補助金交付規程（平成23年4月1日制定）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱は、平成26年4月1日以後に融資を受けた創業資金に係る保証料について適用し、同日前に融資を受けた創業資金に係る保証料については、なお従前の例による。

(要綱の失効)

4 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成27年4月1日以後に融資を受けた創業資金に係る保証料について適用し、同日前に融資を受けた創業資金に係る保証料については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成28年4月1日以後に融資を受けた創業資金に係る保証料について適用し、同日前に融資を受けた創業資金に係る保証料については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成29年4月1日以後に融資を受けた創業資金に係る保証料について適用し、同日前に融資を受けた創業資金に係る保証料については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成31年4月1日以後に融資を受けた創業資金に係る保証料について適用し、同日前に融資を受けた創業資金に係る保証料については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年4月1日以後に融資を受けた創業資金に係る保証料について適用し、同日前に融資を受けた創業資金に係る保証料については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日以後に融資を受けた創業資金に係る保証料について適用し、同日前に融資を受けた創業資金に係る保証料については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。